

申請不要となる範囲の拡大について

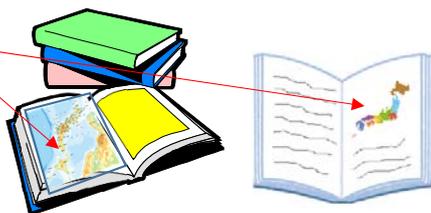
国土地理院

- 書籍・パンフレット等への地図の挿入は、申請が不要となります

- 従来は、刊行物等に少量の地図を挿入して利用する場合、掲載する地図の大きさや分量により、申請が必要な場合がありました。
- 今後は、掲載する地図の大きさや分量によらず、地図を挿入する場合は申請不要となります（ただし、地図帳、折り込み地図は除く）

【申請不要】

地図の挿入



【以下除く】



地図帳



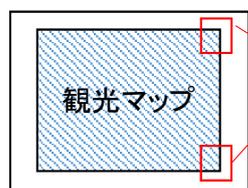
折り込み地図

- 経緯度等の位置座標のない成果品の作成は、申請が不要となります

- 従来は、国土地理院の地図を、コピーやスキャンして刊行・ホームページに掲載したり、使用して新たな地図を作成する場合は、位置座標の有無を問わず、申請が必要でした。
- 得られた成果（成果品）に位置座標が表現されていない場合、その成果品については、現実の利用のされ方として、ある地点の位置を一定の精度で把握する等の用途には用いられないことを考慮し、今後は、国土地理院の地図を位置座標のない成果品の作成に利用する場合には、災害対応の基礎になり、正確な位置座標が必要とされる管内図やハザードマップ等の国土の管理に関わる地図情報を作成する場合^{*1}など一部の例外を除いて申請不要となります。

経緯度等の位置座標のない成果品を作成する場合

(例：観光協会が、旅行者向けに、観光スポットを記載した地図を作成)

経緯度が、
どこにも記載
されていない

【改正後】

申請不要

【従来】

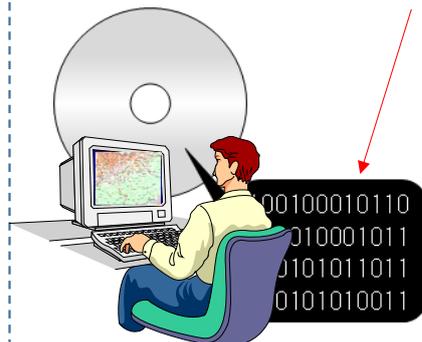
申請必要

経緯度等の位置座標のある成果品の例

➤ 紙地図の四隅に経緯度が記載されている



➤ デジタル地図に座標が含まれている



*1 「国土の管理に関わる地図情報を作成する場合」とは

○ 「国土の管理に関わる地図情報を作成する場合」に該当する具体例

- 管内図（例：事務所管内図、事務所事業概要）、
- ハザードマップ（例：洪水ハザードマップ）、その他防災マップ
- その他国土の管理に関わる地図情報（道路、河川、ダム、港湾、鉄道、空港、都市開発、土地区画整理、上・下水道、農道・農地・圃場整備、不動産、環境保全、資源・エネルギー等）

○ 「国土の管理に関わる地図情報を作成する場合」に該当しない具体例

- 文化、保健医療、福祉、観光、防犯、交通安全等（例：観光マップ、防犯マップ、交通安全マップ等）